

化学物質管理政策に関する最近の動向

令和8年3月4日

経済産業省産業保安・安全グループ

化学物質管理課

経産省化学物質管理課の所管法令と国際条約

| 法律 ※赤字は所管省庁 | 国際条約 |
|---|--|
| 化学物質審査規制法（化審法）（1973年成立）厚経環 <ul style="list-style-type: none">化学物質の製造・輸入に関する上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止することを目的とする。新規化学物質及び既存化学物質が環境を経由して人・生態系に与える影響を評価し、製造、輸入、使用等を規制。 | ストックホルム条約（2001年採択） <ul style="list-style-type: none">PCB等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減を規定。 |
| 化学物質排出把握管理促進法（化管法）（1999年成立）経環 <ul style="list-style-type: none">事業者による化学物質の排出量等を公表させることで自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。PRTR制度：事業所（3.2万）の排出量・移動量を公表SDS制度：有害性情報を書面で提供、国際標準化（GHS準拠） | PRTR制度の導入に関するOECD勧告（1996年） <ul style="list-style-type: none">事業者自らが化学物質の環境への排出量等を把握し、国に届出を行い、国がその排出量等を公表する制度の導入を勧告。 |
| オゾン層保護法（1988年成立）経環 <ul style="list-style-type: none">モントリオール議定書に基づく特定フロン・代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、特定フロン・代替フロンの製造及び輸入を規制。 フロン排出抑制法（2001年成立）経環 <ul style="list-style-type: none">フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン回収義務に加え、フロン類使用機器の管理など、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を規定。 | モントリオール議定書（1987年採択） <ul style="list-style-type: none">オゾン層破壊物質である特定フロン、地球温暖化に深刻な影響をもたらす代替フロンの生産量・消費量の段階的削減を規定。 |
| 化学兵器禁止法（化兵法）（1995年成立）経 <ul style="list-style-type: none">化学兵器禁止条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持等を禁止。特定物質（サリン等）の製造・使用等に係る規制の他、指定物質（ホスゲン等）等、条約に基づく一定の化学物質に係る製造等の届出義務を規定。 | 化学兵器禁止条約（1992年採択） <ul style="list-style-type: none">サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有等を包括的に禁止。国際機関（OPCW）に対する一定の化学物質の生産等に関する情報の申告義務や現地検査の実施等を規定。 |
| 水銀汚染防止法（2015年成立）経環 <ul style="list-style-type: none">水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止することを目的とする。水銀及びその化合物を使用した製品の製造等を規制。 | 水銀に関する水俣条約（2013年採択） <ul style="list-style-type: none">水銀の一次採掘の禁止から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める。 |

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）

- 環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される**残留性有機汚染物質（POPs: Persistent Organic Pollutants）**の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等について規定（2004年5月発効）。
- POPs条約で廃絶、制限対象となった化学物質については、国内における検討を経て、**化審法の第一種特定化学物質に指定**。直近では、第12回締約国会議（2025年4～5月）において、「クロルピリホス」、「中鎖塩素化パラフィン（MCCP）」、「長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質」が同条約の廃絶対象に追加。

【POPs条約の検討プロセス】



審議中の物質

※2025年9月開催のPOPRC21で議論
2026年9月開催予定のPOPRC22でも引き続き議論予定

・臭素化ダイオキシン（ポリ臭素化ジベンゾ-*p*-ジオキシン及びジベンゾフラン）

ロッテルダム条約

(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)

- 先進国で使用が禁止又は厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、**締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手続 (Prior Informed Consent、通称 PIC)** 等を設けている (2004年9月発効)。
- 対象となる化学物質については、輸出承認申請 (輸出貿易管理令) の対象。
- 2025年4～5月に開催された締約国会議 (COP12) において、カルボスルファン (駆除剤) 及びフェンチオン※ (駆除剤) が、附属書III (輸出手続が必要となる化学物質) へ追加された。
※フェンチオンであって、1リットルにつき640g以上含有する高濃度少量 (ULV) 散布用製剤

ロッテルダム条約締約国の主な義務

- 最終規制措置の事務局への通報 (第5条)
- 附属書III掲載物質の輸入意思を事務局へ回答 (第10条)
- 附属書III掲載物質を輸出する際は、輸入国の回答に従う (第11条)
- 国内で厳しく規制された物質を輸出する際は、輸入国へ輸出の通報を行う (第12条)

対象化学物質

- 条約附属書III掲載物質: 57物質群 (駆除剤、著しく有害な駆除用製剤、工業用化学物質)
- 自国が独自に禁止又は厳しく制限している物質 (最終規制措置対象物質)

我が国における最終規制措置対象物質

化審法 (第一種特定化学物質)

労働安全衛生法 (製造等が禁止された物質)

毒劇法 (特定毒物)

農薬取締法 (販売禁止農薬等)

締約国からの通知を受けて
PIC化学物質検討委員会 (CRC) で審査され、
締約国会議 (COP) で決定

OECD化学品・バイオ技術委員会

- OECD化学品・バイオ技術委員会（CBC : Chemicals and Biotechnology Committee）は、環境保健安全プログラム（EHS : Environment, Health and Safety Programme）を統括する委員会として、2021年1月に環境委員会（EPOC）から独立。8ヶ月に1回開催。
- 12の作業部会のほか、横断的プロジェクトやアドホックな専門家会合等が多数存在。化学物質の評価方法を定めたテストガイドライン（TG）作成、研究所の質を担保するための優良試験所基準原則（GLP）及び制度の運用、並びにデータ相互受け入れ制度（MAD）の推進等を主な活動としている。
- 経産省を筆頭に、厚労省、環境省、農水省ほか関係省庁及び国研等が参画。

CBCの体制図

- ① テストガイドライン作業部会（WNT）
- ② GLP作業部会（WPGLP）
- ③ 有害性評価作業部会（WPHA）
- ④ 曝露評価作業部会（WPEA）
- ⑤ リスク管理作業部会（WPRM）
- ⑥ 工業ナノ材料作業部会（WPMN）
- ⑦ 農薬作業部会（WPP）
- ⑧ バイオサイド作業部会（WPB）
- ⑨ 化学事故作業部会（WPCA）
- ⑩ PRTR作業部会（WP-PRTRs）
- ⑪ バイオテクノロジーの規制監督の調和作業部会（WP-HROB）
- ⑫ 新規食品・飼料の安全作業部会（WP-SNFF）

OECD EHSプログラムの推進

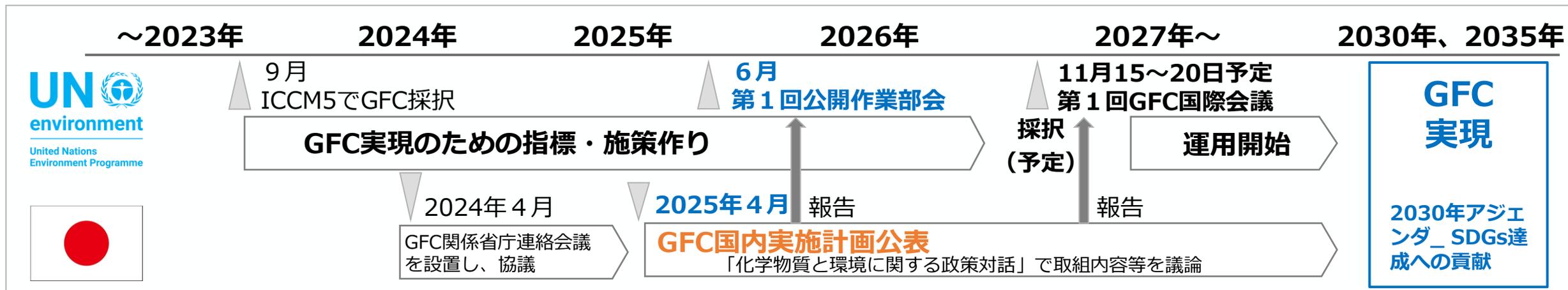
第8回CBCにおける主な議題（2026年2月3～5日）

- OECD試験ガイドライン策定のためのベストプラクティス
- ナノプラスチックに関するワークショップの成果及び今後の対応案
- 化学物質管理フレームワークの進化におけるデータと意思決定の整合性に関する環境グローバルフォーラムの提案
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）における持続性及び移動性物質の潜在的な有害性区分に関するOECDの取組状況
- 企業間の化学物質データ共有に関するベストプラクティスガイドから得られた教訓
- 2027－2030年の作業計画及び予算
- CBCの下部組織構造の効率化に関する提案
- CBCとEPOCによる閣僚級会合について

国内でのGFC実現に向けて（国内実施計画の公表）

- 2023年9月に採択された、ライフサイクルを通じた化学物質管理に関する自主的な国際枠組み（GFC）では、実施のための手法として、各国に国内実施計画の策定を求めていることから、我が国でも、多様な分野、多様な主体の関与を得ながらパブリックコメントや関係省庁連絡会議等を経て、**2025年4月に国内実施計画を策定・公表**。今後は同計画に基づき対応を進めていく。
- また、国内実施計画については国際的な発信も行っており、2025年6月の臨時公開作業部会（OEWG1）にて報告を行ったほか、2026年11月にスイス・ジュネーブで開催予定の第1回GFC国際会議においても報告を行う予定。

GFC実現に向けた国際的な動きと国内の動き



◆第1回公開作業部会（OEWG1）

<開催概要>

- ・日時：2025年6月24～27日（IOMC主催プレWS 22、23日）
- ・場所：ウルグアイ（プンタデルエステ）
- ・参加者：600名を超える各国政府・産業界・NGO・学術/研究機関・若者・国際機関が参加
- ・目的：第1回GFC国際会議での審議に向け、ICCM5での決議に対する進捗共有と議論

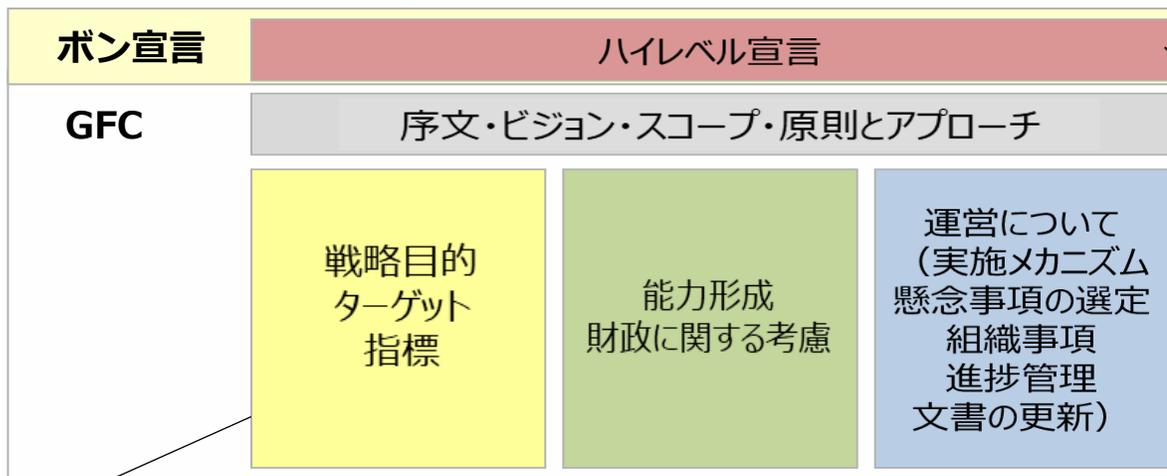


【参考】 化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）

(Global Framework on Chemicals –For a planet free of harm from chemicals and waste)

- 2023年9月の第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）において、2006年に策定された「国際的な化学物質管理のための戦略的なアプローチ（SAICM）」の後継となる、**「化学物質管理に関するグローバル枠組み（GFC）－化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」**が採択。
- **マルチセクター**（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における、**マルチステークホルダー**（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による、製造から製品への使用等を経て廃棄までの**ライフサイクル全体**を通じた、**法的拘束力のない**化学物質管理の枠組み。

■ GFC関連文書及び枠組み構成



リオ宣言に沿った化学物質管理の推進
循環型社会の推進
化学物質に関する情報アクセス

対象範囲：
化学物質のライフサイクル（製品と廃棄物段階を含む）

ビジョン：
安全で健康的かつ持続可能な未来のために、
化学物質や廃棄物による悪影響から解放された地球

目的：
化学物質と廃棄物による悪影響の防止、または最小化

- A：能力・法制度の整備
 - B：知識・情報・データ
 - C：懸念課題
 - D：より安全な代替と、革新的で持続可能な解決策
 - E：意思決定プロセスへの統合
- 各目標ごとに7つ程度のターゲット（2030年or2035年の設定も）

プラスチック汚染に関する条約交渉

- 2022年3月、深刻化する海洋プラスチック汚染の問題を背景に、国連環境総会にて、**「プラスチック汚染を終わらせる」ことを目的として、法的拘束力のある国際文書（条約）策定**のための政府間交渉委員会（INC）の設置に合意。（UNEA決議5/14）
- 当初は2024年末までに作業を終える予定であったが、条約のスコープや規律の形態等に係る各国の意見の隔たりが大きく、**現時点で合意には至っていない**。
- 直近では2026年2月7日の第5回政府間交渉委員会再開会合（INC5.3）において、前INC議長の辞任を受け、新議長としてチリのフリオ・コルダノ（Mr. Julio Cordano）氏が選出。（実質的な交渉は行われていない。）
- 経産省は、引き続き日本政府代表団として外務省及び環境省等と連携して、本交渉の妥結に貢献していく。

| | 開催日 | 開催場所 |
|--------|-------------------|------------------|
| INC 1 | 2022/11/28 – 12/2 | ウルグアイ プンタ・デル・エステ |
| INC 2 | 2023/5/29 – 6/2 | フランス パリ |
| INC 3 | 2023/11/13 – 18 | ケニア ナイロビ |
| INC 4 | 2024/4/23 – 29 | カナダ オタワ |
| INC5.1 | 2024/11/25 – 12/1 | 韓国 釜山 |
| INC5.2 | 2025/8/5 – 15 | スイス ジュネーブ |
| INC5.3 | 2026/2/7 | スイス ジュネーブ |

水銀に関する水俣条約及び水銀汚染防止法

- 世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、水俣病を経験した我が国として、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要との認識のもと、**2013年10月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、2017年8月に発効。**
- **水俣条約を国内実施するために制定された「水銀汚染防止法」**は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、蛍光灯、体温計、血圧計などを「**特定水銀使用製品**」として政令で指定し、**その製造禁止等**について措置。

水銀に関する水俣条約

水銀の一次採掘

新規は即時、既存は15年内に全面禁止

水銀の輸出入

特定の場合（許可される用途等）に限定

小規模金採掘における
水銀使用削減

製造工程※1における
水銀使用削減／段階的廃止

※1 塩ビ、ポリウレタン、苛性ソーダ等の製造工程

水銀添加製品※2製造、輸出入段階的廃止

※2 電池、蛍光灯、体温計等

水銀の暫定的保管
水銀廃棄物管理

環境上適正に実施

水銀の土壌・水・大気への放出
規制措置・削減

水銀汚染防止法（経産省・環境省共管）

水銀の一次採掘の禁止

※輸出入については外為法において規制

小規模金採掘における
水銀使用の禁止

政令で定める製造工程における
水銀使用の禁止

政令で定める水銀添加製品（特定水銀使用製品）の製造禁止及び部品としての使用の制限

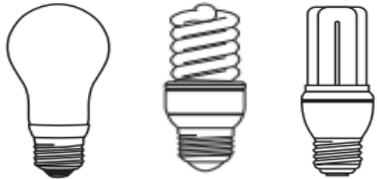
省令で定める既存の水銀を使用する用途以外の新たな水銀を使用する用途への許可制

水銀等を貯蔵する者への管理指針
遵守義務及び定期報告義務

水銀含有再生資源を管理する者への
管理指針遵守義務及び定期報告義務

国内法における水銀添加製品の製造及び輸出入規制

- 第4回（2022年3月）・第5回（2023年11月）締約国会議において、**蛍光灯の種類に応じ2027年末までの廃止が決定**。これを受け、水銀汚染防止法施行令を改正（2024年12月27日公布）し、同製品の製造等規制を決定。 ※輸出入は、外為法上で担保。
- 下記のとおり、電球形蛍光灯については既に2026年1月1日から規制を開始。その他の種類の蛍光灯についても、今後、2027年1月1日、2028年1月1日より段階的に規制。
※規制開始後も、製品の継続使用、在庫の売買及びその使用は可能。

| 種類 | 直管形蛍光灯 | 環形蛍光灯 | コンパクト形 蛍光灯 | 電球形蛍光灯 |
|---------------|--|---|--|--|
| 製造・輸出入の禁止開始時期 | 2028年1月1日（※） | 2028年1月1日（※） | 2027年1月1日 | 2026年1月1日 |
| 写真（例） |  |  |  ピン形口金 |  ネジ式口金 |

（※）一部の直管形蛍光灯及び環形蛍光灯は、**2027年1月1日から製造・輸出入が禁止**。

蛍光灯製造規制及びそれに伴うLEDへの変更に係る周知活動

- 一般照明用蛍光灯の製造・輸出入禁止に向け、環境省や業界団体等、関係者と連携しながら計画的なLEDへの切り替えや照明交換時の注意点（不適切な取付けによる火災などの事故の防止）等について周知活動を実施中。
- 具体的には、関係省庁・業界団体・地方自治体に対する通知文発出、経産省X（旧ツイッター）での発信、政府広報（ラジオ放送、バナー広告）、説明動画配信、ポスター・チラシ・特設HPの作成等を実施。引き続き各種媒体を活用した周知活動を実施予定。



経産省X（旧ツイッター）での発信
（2024年12月）



政府広報のバナー広告（2025年9月）



右：経産省特設ページ
（2025年3月）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/led_shomei/index.html

左：経産省Youtube（動画配信）（2025年2月）
<https://www.youtube.com/watch?v=SaudYQg0coI>



「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」の第2回点検結果の公表（令和7年12月）

- 「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」は、日本における水銀対策の全体像や将来像を包括的に示したものととして、平成29年10月16日に策定・公表した。本計画は水銀に関する水俣条約第20条の規定に基づき作成する「実施計画」として位置づけている。
- 今回、本計画の序文の規定に基づき、令和3年に実施した第1回点検に続き、第2回目となる実施状況の点検作業を実施し、その結果を環境省報道発表において報告した。

背景・経緯

- 水銀汚染防止法第3条に基づき、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、条約の的確かつ円滑な実施を確保することを目的とし、平成29年10月16日に策定・公表。
- 本計画では、水俣条約第1回締約国会議で決定された水俣条約第21条で規定している実施状況報告の間隔（4年おき）に合わせ、当該報告の前に、水銀に関する水俣条約関係府省庁連絡会議において本計画の実施状況の点検を行うこととしている。
- 当該報告は令和7年末に提出することとなっており、今般、当該報告を取りまとめるにあたり、関係府省庁連絡会議にて第2回目となる本計画の実施状況の点検作業を行い、その結果を令和7年12月19日に環境省報道発表にて公表した。

実施状況の点検の結果概要

点検の結果、第1回点検時と同様に、計画に沿って着実に施策が実施されており、条約に基づく措置が的確に講じられていることを確認した。具体的には以下のとおり。

- 水銀添加製品の製造等に関する段階的廃止、水銀等の適正貯蔵・水銀含有再生資源の適正管理、水銀大気排出量の削減、水銀廃棄物の適正管理及び水銀に関する情報提供の拡充等の取組を実施。
- 水俣条約締約国会議の結果を踏まえた規制対象製品の追加等、国際的な動向に対応した措置についても適切に実施。
- MOYAIイニシアティブ（※）に基づく継続的かつ積極的な国際協力について多面的に実施。

※ 水銀対策に関する諸外国支援と、水俣発の情報発信・交流に関するイニシアティブ。平成25年に熊本で開催された水俣条約外交会議において我が国が表明。

チャットボットの導入

- 化学物質管理課が所管する法律のうち、特に問合せが多い**化審法、化管法及びフロン排出抑制法**に関して、令和7年10月15日より、**チャットボットの導入を開始**。問合せに係る行政・事業者双方のやりとりの効率化を目指す。

現状

- 化学物質管理課のホームページにおいて、化学物質管理に関連する法律（化審法、化管法、オゾン層保護法、フロン排出抑制法、化学兵器禁止法、水銀汚染防止法等）等の解説、申請手続き、FAQ等を掲載。
- このうち、**化審法、化管法、フロン排出抑制法**については、特に問合せが多く、年間約1万件の問合せ（メール・電話）がある状況。

導入目的

- **24時間365日、チャットで問合せが可能なチャットボットを導入することにより、問合せに係る行政・事業者双方やりとりの効率化等を図る。**

■ 化学物質審査規制法等に関するチャットボットを設置いたしました（令和7年10月15日、経産省HP）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/chatbot.html

化学物質管理課のホームページ



チャットボットのバナー

チャットウィンドウデザイン



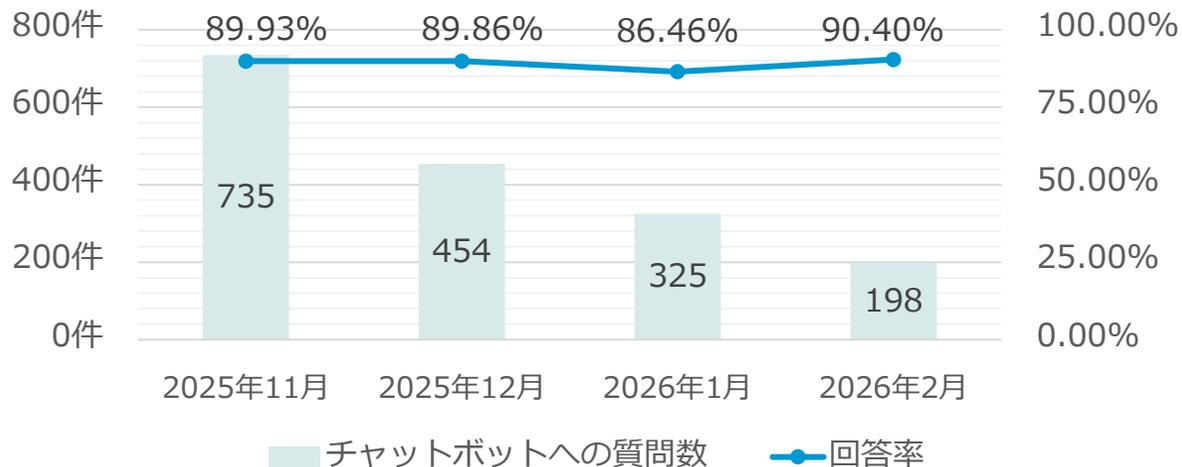
チャットボットの利用状況・導入効果

- チャットボットを導入した令和7年11月以降、**累計で1,700件を超える利用**があり（令和8年2月末時点）、問合せに係る**行政・事業者双方のやりとりの効率化に一定程度寄与**していることも確認。
- 化学物質管理行政のデジタル化の推進も見据えながら、引き続き、**周知活動により認知度向上**を図るとともに、利用者の声も踏まえた**ブラッシュアップや対象法令の拡充等により有用性の向上**を図る。

利用状況

- これまでに、チャットボットに対し**1,712件の質問**あり。
- **回答率は約9割**と高い水準で利用者の質問に対応できている。
- **土日休日や夜間・早朝の利用**もあり。

＜チャットボットへの質問数とその回答率＞



導入効果（行政側）

- チャットボット導入後、**メールフォームへの問合せ件数は、前年同月比でわずかに減少傾向**。また、質問内容についても、他のコンテンツの充実も相まって**一般的な案件は減少し、個別具体的な案件が中心**になりつつある。

＜化学物質管理課のメールフォームへの問合せ件数＞

